

# 固定資産課税台帳の縦覧・閲覧制度が変わります

税制改正により、縦覧制度及び閲覧制度が法定化されました。

縦覧制度は、土地・家屋の納税者が自分の土地・家屋と他人の土地・家屋と比較して価格が適正であるかどうかを確認することができる制度になりました。

詳細については以下のとおりです。

なお、5月中旬に納税通知書と一緒に送付する課税明細書(土地・家屋)によっても確認することができます。

## ◎ 縦覧制度

### \* 縦覧期間

平成15年4月1日～6月2日(最初の納期限まで)  
(土・日・祝祭日は除く)

### \* 縦覧できるもの

・土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿  
土地価格等縦覧帳簿には、土地の所在、地番、地目、地積、価格が記載されています。  
家屋価格等縦覧帳簿には、家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格が記載されています。

### \* 縦覧できる方

・固定資産税(土地・家屋)納税者  
・代理人・納税管理人・同居親族(委任状などが必要)

※土地のみを所有される方は、家屋価格等縦覧帳簿は縦覧できません。

家屋のみを所有される方は、土地価格等縦覧帳簿は縦覧できません。

### \* 縦覧できる方の確認

納税通知書や運転免許証・身分を証する書面など

\* 土地(家屋)縦覧帳簿のコピーは、交付いたしません。

\* 縦覧手数料は無料

## ◎ 閲覧制度

### \* 閲覧期間

平成15年4月1日～平成16年3月31日(土・日・祝祭日は除く)

### \* 閲覧できるもの

・土地課税台帳、家屋課税台帳  
固定資産税納税義務者に係る固定資産借地・借家などの権利が発生している固定資産

### \* 閲覧できる方

・固定資産税(土地・家屋)納税者  
・代理人・納税管理人・同居親族(委任状などが必要)  
・借地・借家人  
・賦課期日(1月1日)後取得された所有者  
・破産管財人など

### \* 閲覧できる方の確認

・納税通知書や運転免許証・身分を証する書面など  
・借地・借家人は権利関係を示す書類など  
・賦課期日(1月1日)後取得された所有者は登記簿及び売買契約書  
・破産管財人等は裁判所の選任書など

\* 土地(家屋)課税台帳のコピーは、交付いたしません。  
必要な方は下記の課税台帳記載事項証明をご利用ください。

\* 閲覧手数料は300円(なお、縦覧期間に限り無料)

## ◎ 課税台帳記載事項証明

土地(家屋)課税台帳に記載されている事項を証明書として交付します。

### \* 請求できる方

・土地(家屋)課税台帳を閲覧できる方と同じ  
・訴えの提起など申し立てを行うもの

### \* 請求できる方の確認

・土地(家屋)課税台帳を閲覧できる方の確認方法と同じ  
・訴状など

\* 証明手数料は土地、家屋とも3件までは300円、以降1件増えるごとに50円

## ◎ 路線価・標準宅地価格閲覧、鑑定評価書開示

### \* 閲覧期間

平成15年4月1日～平成16年3月31日(土・日・祝祭日は除く)

### \* 閲覧できるもの

路線価・標準宅地の位置と価格図、鑑定評価書

\* 閲覧のみでコピーなどの交付はいたしません。

\* 手数料は無料

縦覧・閲覧等の場所 市役所税務課(1階北側)  
問合せ 税務課 資産税担当

## 城下町奉行だまの

少年非行防止・健全育成にご協力を

県下の少年非行は、増加傾向にあり、全刑法犯の検挙人員の約半数が少年で、さらに15歳以下の少年は少年全体の半数を占めているなど、低年齢化傾向が続いています。

警察では、少年を取り巻く有害環境浄化活動や非行の前兆である不良行為などの早期発見、早期指導を行うため

○街頭補導活動の強化  
○各警察署の少年相談やヤングテレホン相談などの活動を行っております。

少年の非行防止と健全育成の基本は、何よりも、「こどもは社会を映す鏡である」と言われるように大人社会そのものが規範意識を高めながら「親子のふれあいと対話のある明るい家庭づくり」をすることです。

家庭・地域が一体となった少年非行防止と少年の健全育成が行われるよう、市民の皆さんのご協力をお願いいたします。

